

5 縦覧結果と意見書提出状況

(1) 山手東地区緑の保全地区

縦覧日時：平成22年12月2日（木）から平成22年12月16日（木）まで

縦覧場所：都市環境部都市計画課

縦覧者：2名

意見書数：1通

(2) 山手西地区緑の保全地区

縦覧日時：平成22年12月2日（木）から平成22年12月16日（木）まで

縦覧場所：都市環境部都市計画課

縦覧者：1名

意見書数：3通

(3) 朝日ヶ丘町地区緑の保全地区

縦覧日時：平成22年12月2日（木）から平成22年12月16日（木）まで

縦覧場所：都市環境部都市計画課

縦覧者：0名

意見書数：2通

(参考) 芦屋市ホームページ（縦覧ページ）のアクセス数（縦覧期間中）

(1) 山手東地区緑の保全地区 : 13アクセス

(2) 山手西地区緑の保全地区 : 11アクセス

(3) 朝日ヶ丘町地区緑の保全地区 : 12アクセス

6 山手東地区緑の保全地区に係る意見書と市の考え方

(芦屋市)

番号	提出者	意見書の内容	市の考え方
1	A	<p><input type="checkbox"/>区分（賛成・反対・その他）：その他</p> <p><input type="checkbox"/>意見：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緑ゆたかな閑静な住宅地が形成されている地域の優れた環境を保全するという基本理念は大変崇高なものであり、その趣旨に異論はありません。 2 ただ緑化基準等が設けられ、土地・建物所有者に一定の規制制限を課せられることとなりますので、実施にあたっては一定の配慮を十分検討いただきたい。 3 具体的には資金を一定保有されている方々は別にし、年金暮らしの方々や低所得者の方々、失職・離職されているの方々にとっては、新たな植栽の費用負担は大きいものとなりますので、これらの対象者には樹木植栽の助成制度の新設・拡充が不可欠ではないかと思えますし、芦屋市が音頭取りをしていただいで低廉な価格での「植木市」の開催などの施策を実施していただくとより実効性のある緑の保全のまちづくりを推進できるのではないかと思えますので、よろしくご検討の程お願いいたします。市民参画をより促す制度にしていただきたいと思えます。 	<p>市民が緑化を推進していくための支援については市民からの要望も多く、支援の必要性を認識しており、緑の基本計画においても「緑化助成による緑化の推進」の施策を実施するとしていることから市民等が緑化を推進していけるよう助成制度を拡充することで対応したいと考える。</p> <p>また、花とみどりいっぱいのもちづくりを、市民・事業者・行政が協働で推進していくことは緑の基本計画の理念としていることから、市民参画をより促すまちづくりを図っていききたいと考える。</p>

7 山手西地区緑の保全地区に係る意見書と市の考え方 (1/2)

(芦屋市)

番号	提出者	意見書の内容	市の考え方
1	B	<input type="checkbox"/> 区分(賛成・反対・その他):その他 <input type="checkbox"/> 意見: 緑地率に対しては賛成ですが、植栽の樹木の本数、高さ等を決めるのには反対です。(どの様な木を植えるかは個人の自由に任せるものだと思います。)	<p>建築行為などの完成時には一定の緑の修景が形成できている必要があると考え、案の基準として緑地率のみではなく、緑地10㎡につき植栽6本以上、その内、高木を1本又は中木を2本以上植樹するものとしている。</p> <p>全て苗木で植樹されると長い年月が経てば高木にもなりえるが、当初の段階から一定の緑量は確保できないため建築行為時に一定規模以上の樹木を植樹し、将来的にも一定の緑を継続的に保つことが確保されるよう緑化基準を設けるべきと考える。</p> <p>緑の基本計画に10年後の緑の目標量が定められているが、建築物の完成時から一定の緑量を確保することが緑量の増加につながり目標値の達成にも寄与するものとする。</p> <p>植栽基準では高木がそぐわない敷地であれば中木と低木のみで植樹することも可能としていることから、全体的な植栽計画の中で樹種を選択ができる基準となっており、各個人の趣向が制限されるということはないと考える。</p>
2	C	<input type="checkbox"/> 区分(賛成・反対・その他):不明 <input type="checkbox"/> 意見: 指定理由に「緑ゆたかな優れた環境を保全するため」とありますが、そのためには海、山、を含めた全景のバランスが必要と考えます。保全地区を設定しても、境界近くに高層建築物が建設されると、バランスがくずれ、環境を阻害します。よって指定地区との境界近辺での高層建築物の建設等環境を阻害する行為を禁止する必要があると考えます。御検討下さい。	<p>緑の保全地区は緑化のための基準を定めることができる制度であり、建築物の高さの制限をすることはできない。しかし、優れた環境を保全するために全景のバランスを取る必要があることは認識しており、建築物の高さの制限については景観地区や地区計画の制度を活用することで各地域に望ましいまちづくりを行っていくものとする。</p>

山手西地区緑の保全地区に係る意見書と市の考え方（2／2）

（芦屋市）

番号	提出者	意見書の内容	市の考え方
3	D	<p><input type="checkbox"/>区分（賛成・反対・その他）：賛成</p> <p><input type="checkbox"/>意見：</p> <p>現在の庭の維持管理にかかる費用の負担が高い。</p> <p>一方庭の樹木を少なくすれば、植木屋への支払いは少なくなるかもしれないが緑は少なくなる。</p> <p>本日は樹齢7～80年の木を一本切ったがクレーン車を使い、費用も高かった。</p> <p>緑を維持する爲に、助成のような応援をいただけないか。</p> <p>（以下窓口・電話にて）</p> <p>庭の木の維持費を抑えるためにやむなく高木を切った。初期投資についての助成も必要だが、維持費についての助成の方が緑を守っていく上では必要ではないか。時間をかけて育てる緑を維持することが困難になることもある。維持管理が負担にならないような支援策を考えて欲しい。</p>	<p>市民が緑化を推進していくための支援については市民からの要望も多く、支援の必要性を認識している。また、緑の基本計画においても「緑化助成による緑化の推進」の施策を実施するとしていることから市民等が緑化を推進していくよう助成制度を拡充することで対応したいと考える。</p> <p>現在、保全を図る必要がある樹木や樹林については所有者の理解を得て、保護樹や保護樹林に指定し、指定された樹木等については維持管理のための助成を行っている。樹木の維持の支援としてこの制度の活用を促していきたい。</p>

8 朝日ヶ丘町地区緑の保全地区に係る意見書と市の考え方（1／2）

（芦屋市）

番号	提出者	意見書の内容	市の考え方
1	E	<p><input type="checkbox"/>区分（賛成・反対・その他）：反対</p> <p><input type="checkbox"/>意見：</p> <p>緑の保全地区制度の趣旨は理解できますが、下記の点を明らかにした上で、土地所有者へ理解協力を要請すべきだと考えます。よって、現行のままで指定には、本書をもって反対の意思を表明いたします。</p> <p>1 保全地区に指定する際の基準が不透明である。</p> <p>2 私有地の利用は法令による規制を除き、個人の自由、言い換えると、嗜好の問題である。庭木に愛着を持つ者、芝生を好む者、草花栽培に勤しむ者など様々である。また、「緑ゆたかなまち」にするのに、樹木ならよいが、芝生・草花だけでは不十分だとする理由は見当たらない。</p> <p>3 現時点においては「緑ゆたかで閑静な住宅地が形成されている」地区を構成するような緑地面積の広い宅地であっても、個人の事情変化にともない、樹木の維持管理が手に負えなくなることもある。そのような場合に、個人の事情が考慮されるような措置がなければ、保全区域指定は個人に負担を強いるだけで、行政が個人宅の樹木の本数にまで口をはさむ権限を持つための制度ではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定する際の基準について 指定する区域は第1種低層住居専用地域のうち風致地区に指定されていない地区とし、緑化基準は緑地率と植栽基準を数値で定めており、基準は明らかにしているものとする。 ・緑化基準を定めることについて 芝や草花は樹木に比べ緑量を継続的に保たれる可能性が低いことから、建築行為時に一定規模以上の樹木を植樹し、将来的にも一定の緑を継続的に保つことが確保されるよう植栽基準を設けるものである。また、植栽基準では高木がそぐわない敷地であれば中木と低木のみで植樹することも可能としていることから、全体的な植栽計画の中で樹種の選択ができる基準となっており、各個人の趣向が制限されるということはないと考える。 ・個人の事情が考慮されるような措置がなく、個人に負担を強いることについて 指定予定の地区の現状として、風致地区に隣接しているものの明らかな差は見られないことからほとんどの敷地が基準案以上の緑化は図られている状況にあり、個人に過剰な負担を強いる基準ではないと考える。また、個人の負担に対しては緑の基本計画において「緑化助成による緑化の推進」の施策を実施することから市民等が緑化を推進していけるよう助成制度を拡充することで対応したいと考える。 <p>緑の保全地区の指定にあたって地区の権利者のアンケート調査を行い権利者の意向と現在の緑化状況を確認し、それらを反映させた緑化基準としている。</p>

番号	提出者	意見書の内容	市の考え方
2	F	<p><input type="checkbox"/>区分（賛成・反対・その他）：賛成</p> <p><input type="checkbox"/>意見：</p> <p>緑の保全地区の指定理由として計画書（案）には、「当地区は、本市を代表する住宅地であり、第3種風致地区に隣接する緑ゆたかで閑静な住宅地が形成されている。今後も、この緑ゆたかな優れた環境を保全するため、「緑の保全地区」に指定する。」と記載されている。この計画には賛成であり、緑ゆたかな優れた環境の保全のため官民挙げての努力が求められることは充分理解できる。</p> <p>この度の緑の保全地区の指定（案）の一つである朝日ヶ丘町地区の中心には、芦屋霊園への参道である「さくら参道」が通っている。芦屋市のホームページではさくら参道の説明として「圧巻なのは、桜の季節。満開の桜が道の両側に続き、見事な桜のトンネルとなる坂道。」と記載されている。しかし、最近その桜の木の痛みが激しい。が、実際には規制は守られず、運送会社や建築用重機が通行し著しく桜を傷つけている。また、電線が桜の木の中を通っており、景観を悪くしている。</p> <p>そこで下記の2点を提案する。</p> <p>提案1. さくら参道の南橋に高さ制限ガードを設置する</p> <p>前述したようにさくら参道は大型車の通行が禁止されているが、ほとんど警察による取り締まりはなされていない。道路管理者による高さ制限を設けて、桜を守るべきである。</p> <p>提案2. 電柱を地中化する</p> <p>さくら参道では桜の枝の中を、関西電力、NTT、ジェイコム、ケイオプティコム等の電線が通っており景観がすこぶる悪い。山手幹線や本通り商店街は電線の地中化がなされ景観が飛躍的に良くなっている。</p> <p>都市環境部街路課街路担当では「道路上の電柱は、歩行者等の安全かつ円滑な通行の妨げになっているだけでなく景観上の支障になっている。また、電柱の倒壊や電線の切断は、人命や家屋に被害を引き起こす恐れがあり、安定した供給も確保できなくなる。このような課題に対処していくため、事業に合わせて電線類の地中化を図っている。」とのことであるが、さくら参道の景観を守るために電線の地中化を早期に図るべきである。</p> <p>官民協力して本市を代表する住宅地の緑ゆたかな優れた環境を保全するべきであり、民では今回の制限を設ける一方、官では上記二つの提案を実行すべきであると考えている。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>緑の保全地区の指定に関して賛成の立場としての意見であることから、緑の保全地区の指定を行うことに支障はないものと考えている。</p> <p>意見にある提案について道路管理者に報告すると共にさくらの木の管理を行う公園緑地課に合わせて報告している。</p> <p>公園緑地課は今後も適正な管理をしていくとし、道路管理者としてはさくら参道は公安委員会から大型車通行禁止規制されている路線であり、物理的にその他の規制を行うことは難しいと考える。違反車両対策については、芦屋警察署と連携を図り、取締りの実施を要望していく。また、既成道路を地中化することは、多大な事業費が生じることから難しいと思われる。</p>